

## 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員（以下「知事等」という。）又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等又は職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等又は職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 知事等又は地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公営企業の管理者又は病院事業の管理者 2

エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害を賠償する責任について適用する。